

| | |
|------------------|---|
| Title | 上総国市原郡不入斗村 |
| Sub Title | Iriyamazu-mura, Ichihara-gun, Kazusa-no-kuni |
| Author | 金丸, 平八 中村, 勝己 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1953 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.2 (1953. 2) ,p.135(63)- 156(84) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19530201-0063 |
| Abstract | |
| Notes | 関東農村の史的研究 (第二集) = Historical studies on the villages in the Kanto District (part II) 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530201-0063 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

歩餘の大地主にまで擴大されたのであり、明治十七年「小作證書帳」(註二)全部この帳面に小作契約が記帳済であつたか、若干疑問であるが)によれば、その下に、畑小作人四十九人、(内譯傍示堂村内二十四人、仁手村内二十四人、牧西村内一人)田小作人三十人(内澤傍示堂村内十八人、仁手村内十二人)、合計七十九人の小作人の名が記せられているのである。もつて、内野家の土地所有の一端を伺ひ知ることが出来るのである。(一九五三、一、五)

(註一) 現存する「一筆限地引圖面簿」第一號及び第二號の二冊より集計した。本簿は傍示堂村の全土地を六百六十三筆にわけ、一筆毎にその所有者を記したものである。

(註二) 内野文書(817.11)

附言 村役場、小學校及び當主藝員内野實氏には、調査に當り、種々便宜を與えられ深謝す。

上總國市原郡不入斗村

金丸平八

中村勝己

我々の利用し得る資料に徴する限り、上總國市原郡不入斗村の歴史は、慶長十四年(一六〇五年)に始まつてゐる。(註一)

乍然、この時その片影を示した不入斗村は、その後我々の視野から失はれてしまひ、我々が再び不入斗村の全貌を臆げながらも描き得るのは、百二十餘年を経た享保十七年(一七三二年)以降のことに屬してゐる。勿論、この間の時期に關しても、我々が不入斗村に就いて知り得ることは、決して二・三に止まらないがそれ等が不入斗村に與へた影響乃至意義を解明することは甚だ困難である。例へば、元祿八年(一六九四年)に惹起された所謂「おたけ事件」(註二)の如きは、不入斗村に對しても尠なからざる衝撃を與へたことであらうと考へられる。然しその結末を除くならば、この事件に關する我々の資料は皆無に等しい。それ故我々は、村民達の「かばひ合ふ」氣持を主因としたこの事件が、人々の諦觀をも含んで、謂はゞ靜的な経過を辿り、不入斗村の基底を揺り動かす激流とはならなかつたといふ推測を以て、

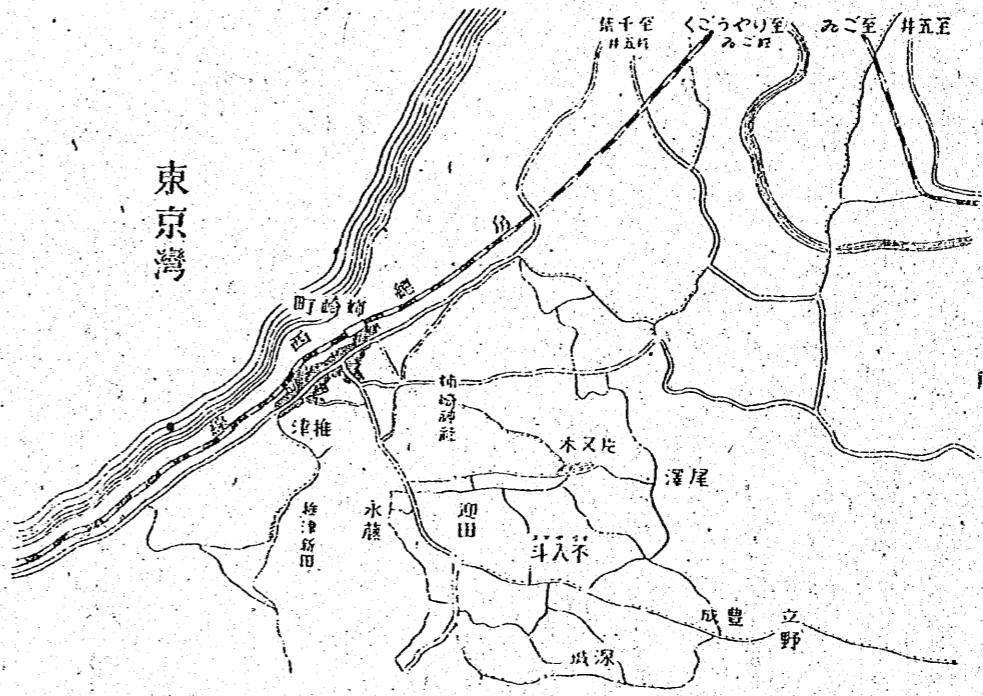
満足しなければならぬのである。然らば我々に與へられてある資料は、如何なる性格と制約とを負ふてゐるのであらうか。我々は、これを、不入斗村の支配形態と共に以下に考察することとする。

上總國市原郡不入斗村が、地域的に、現在の姉崎町不入斗と全く同一であつたか否かは暫く措くとしても、場所的に同じであることには、何等の疑問も残されてゐない。市原郡は、「昔、國府在此郡。東南至山邊・長柄・埴生・夷隅四郡界、西接海。北至下總國千葉郡。領郷六。……舊市原廢、村存。今、有國府舊址。……」と記され、或ひは、「在海上郡、編入干本郡、不能知其年歴。蓋、海上瀉之名最古矣。是姉崎椎津等海斥之謂乎。……」と述べられてゐるが寛政五年(一七九三年)の「上總國村高帳」に依れば、次の如くである。

「市原郡

(中略)

村數 百八拾貳ヶ村



小以高五萬三千七百八拾石三斗二升壹合壹勺七才

家數 壹萬千三百四拾四軒」

更に、市原郡の領有關係に眼を轉ずれば、この地に所領を有する人々の數は、百二十餘名に及んでゐる。それ故市原郡に於ては、郡それ自體が、従つて、個々の村落も亦數名の所領に分割され、その結果必然的に一領主當りの持高も亦細分化される傾向に置かれてゐた。このことは、獨り市原郡にのみ限られることなく、上總國全般を彩る特色として、北に位する下總國或ひは南に位する安房國に對して、著しい對稱を示すものと言ふことが出来る。

扱て不入斗村は、かゝる特色を持つ市原郡の一村落として、如何なる具體的姿容を以て現はれてゐたであらうか。

「内方鐵五郎 御代官所

大岡千太郎 領分

小笠原石見守 知行

一高貳百九拾貳石七升貳合 不入斗村

家數 四拾七軒」

これが、寛政五年に於ける不入斗村の領主名・村高及び家數である。この資料が假令より詳細な内容に就ては何等獨れていないとしても、當時、不入斗村が夫々の領主の下に、三様の支配を蒙つていたことは明らかであらう。かゝる領主の多様性は、各領主に與へられた所領分散化の傾向、竝に、不入斗村生成の経緯と相俟つて、我々の呼稱する不入斗村の概念を著しく複雑なものとしている。即ち、これより先、安永九年(一七八〇年)不入斗村の「田畑名寄帳」に依れば、「御三給」として、大岡・小笠原・阿部(山城守?)の名が記され、文政十年(一八二七年)の「高改差上帳

上總國市原郡不入斗村

(註七) 天保十四年(一八四三年)の「兩給高家數人別控」^(註十二)には、夫々、大岡越前守・小笠原志摩守・阿部山城守・森覺藏御代官所、及び、大岡紀伊守・小笠原順三郎・篠田藤四郎の名が擧げられてゐる。更に、弘化・嘉永(一八四四〜一八五三年)に至れば、御料所・大岡千太郎・小笠原石見守・鈴木林太郎^(註十三)、或ひは、大岡越前守・阿部駿河守・小笠原順三郎^(註十三)と變化してゐるのである。この結果から、我々は次の結論を導くことが出来る。即ち、不入斗村は、常に、二乃至三名の所領として分割統治され、それ故に、不入斗村は、不入斗村一般としての性格と、何某領不入斗村といふ二種の性格を帯びることとなつた。然も、後者は、同一領主による近接村落の領有關係^(註十四)一例へば、寛政五年、大岡千太郎の所領は、嶋野村・深城村・迎田村・永藤村・不入斗村の五ヶ村に互つてゐる一に基いて一段と顯著になつて行つた。加之、不入斗村は、「千葉縣市原郡誌」に於ても明かにされてゐる如く、^(註十五)深城・迎田・永藤の三ヶ村とは、密接不可分の關係に置かれてゐたのである。かくて、不入斗村は、その生成の過程を通じて結ばれた四ヶ村の一部、時としては、その代表的地位に立つものとして現出する^(註十六)。

右に述べた如く、不入斗村の内包する複雑な様相は、我々の資料に夥しい變化を齎すと同時に、地域的・時代的^(註十七)貫性を奪ひ去つてしまつたのである。それ故我々は、個々の資料に關して、或ひはその關聯事項に依據し、時にはその時代的背景を加味することに依り、如何なる不入斗村を指示してゐるかといふ點を、先づ明かにしなければならなかつた。その結果、我々は、本稿の目標を、一應地域的意味に屬する不入斗村の研究に集約し、他は必要な限りに於て闡説することとした。蓋し、我々の資料が、代々大岡領不入斗村の名主役を勤めたと推測される鈴木家の文書を以て構成されてゐるからである。

〈註一〉

こゝに言ふ資料は、慶長十四年、「椎津領不入斗郷御繩打水帳」二册(八帖之内)の稱である。

〈註二〉

この事件は、「市兵衛記」(房總叢書、第四卷、一九九一〜二四頁)或ひは、「義僕市兵衛」(千葉縣市原郡誌、七〇八〜七〇九頁)として詳細に紹介されてゐる。乍然、本文に於ては、現在、村人達によつて傳へられてゐる呼稱に従つた。これに關する、我々の資料は次の二種である。

(一) 元祿三年「鐵砲亂敷願書控」

(二) 寶永貳年

上總國市原郡姉崎村

樋口又兵衛御代官所

出民市兵衛記事

酉 正月吉日

尙、その概要を「市兵衛記」解説より引用すれば、次の如くである。

「元祿八年三月上總國市原郡姉崎村名主次郎兵衛主催者トナリ、附近十ヶ村名主等ト協議シ、農作物ヲ害スル野獸狩リヲ企テタ。同年八月十三日夕暮、望陀郡長谷川村獵師惣兵衛、深城村ノ百姓九左衛門ノ妻(たけ)ヲ鹿ト誤リ銃殺シタ。諸村ノ名主(この中に入斗村名主も含まる)九左衛門及び其ノ親類ニ懇願シ慰籍料若干を出シテ内濟トス。然ルニ同年十月事發覺シ、十一ヶ村ノ名主ハ上ヲ僞ル不屈者トノ宣告ヲ受ケ、翌九月四日、大島或ハ、三宅島へ配流トナル。」尙()内は筆者の註である。

〈註三〉

房總叢書、第七卷、二四三頁。

上總國市原郡不入斗村

三田學會雜誌 第四十六卷 第二號

(註四)

前掲書、第七卷、三一三頁。

(註五)

前掲書、第九卷、三九七、四〇七頁。

(註六)

前掲書、同 右、

こゝに、百二十餘名と記したのは、例へば、領主姓名の中、杉浦彌市郎と杉浦彌一郎、三好織之丞と三好越之丞等に関する考證が、不十分な爲である。

(註七)

例へば、八幡村の如きは、村高、千貳百五拾五石六斗七升七合、家數、三百七拾九軒であるが、これが、八名の領主に分割されてゐる。前掲書、第九卷、三九七頁。

(註八)

前掲書、第九卷四〇一頁。

尙、本文の書式は、同書、同卷、三九九頁の解説に従つて、書替へたものである。

(註九) 正確には、

安永九年 上總國市原郡

本田畑亥寅新田畑名寄帳

不入斗村

子正月吉日

名主 源 藏

(註十)

文政十年亥九月十五日

四箇所

關東御取締御出役

松村小三郎様御改ニ付廿五郷一統

高改差上帳控

不入計村

名主

源 藏

(註十一)

天保十四年

兩給高家數人別控

卯 三月

不入斗村

(註十二)

房總叢書、第七卷、四〇頁上段

(註十三)

嘉永六丑年

上總國市原郡

領主姓名村高相調差上帳

不入斗村

正月

上總國市原郡不入斗村

(註十四)

試みに、寛政五年、小笠原領に屬する村々は、深城村・永藤村となつてゐる。房總叢書、第九卷、三九七〜四〇七頁。

(註十五)

市原郡教育會編纂・千葉縣市原郡誌・大正五年刊・六八四〜七四八頁参照。

(註十六)

例へば、安永四年「日光御社參詣色御用控」狀の中に、「此節四ヶ所高書上帳・酉ニ出シ候覺」として次の如く記されてゐる。

(前 略)

高六拾六石五斗六合 不入斗村

萩江

名主七兵衛

そしてこゝに云ふ七兵衛は、直ぐ次に

阿部駿河様領分

同國同郡

迎田村 名主 七兵衛

と記してゐる點から見ても、不入斗村を中心とする永藤・迎田・深代の關係を窺ふことが出来るであらう。かゝる記載は、所謂

「御用留」・「差上げ控」の類には、隨所に散見してゐる。

(註十七)

こゝに、推定と記したのは、源藏一太郎大夫一良助と云ふ系統を確認すべき資料を缺いてゐるからである。勿論、右の系統が、誤りであつたとしても、各々が、緣故一然も、極めて接近した一に結ばれてゐたことは疑ひない。

二

天保十四年の前掲書は、不入斗村に就いてやゝ明瞭な記録を残してゐる。今それを引用すれば、次の如くである。

不入斗村

高百九十拾四石九斗五升

大岡紀伊守領分

家數四拾三軒

内 寺壹ヶ寺

堂貳ヶ所

入數貳百拾五人

内 男百拾三人

女百貳人

外馬三拾疋

高四拾三石七斗六升

小笠原順三郎知行所

家數七軒

入數三拾五人

上總國市原郡不入斗村

内 男拾七人

女拾八人

外馬五疋

高拾石五斗貳升

大岡紀伊守様林

同貳石三斗三升

小笠原順三郎様林

高貳拾七石六升

篠田藤四郎御代官所林畑

この記述を、寛政五年のそれと比較するならば、多小の相違が認められる。乍然これを、更に文政十年に於ける前掲書及びその他を参照して検討すれば、次の結論を導くことが出来る。即ち、

(一) 不入斗村は、大岡・小笠原・天領・阿部の四所領に分割されてゐた。

(二) 不入斗村の大部分は、大岡・小笠原の所領に屬し、天領・阿部(これは屢々、變動する)の所領は、極めて僅少である。特に阿部領の如きは、單に山高にのみ限られるものであつた。

(三) 而して大岡・小笠原の持高は恒常的に推移したに反し、天領乃至阿部一殊に天領であるが、其の持高は幾度かの變動を示してゐる。

(四) この結果、不入斗村の村高の變遷は、主として後二者の變化に起因するものである。

扱て人口の變化は知る由もないが、家數は、第一表の如く僅かではあるが増減したものと考へられる。

第一表

| 年 度 | 大岡領 | 小笠原領 | 合 計 |
|-------|-----|------|------------|
| 享保17年 | | | (一) 42~50軒 |
| 安永元年 | | | (二) 49軒 |
| 安永9年 | | | (三) 42~47軒 |
| 安永10年 | | | (四) 49軒 |
| 寛政5年 | | | 47軒 |
| 天保14年 | 43軒 | 7軒 | 50軒 (五) |
| 慶應2年 | 39軒 | 7軒 | 46軒 |

(附記) (一)(二)は、後出の「田畑名寄帳」に記載されてゐる高持百姓の數である。
(三)は、夫々の年度に於ける「村高改帳」に依る。數は同斷。
(四)は、慶應2年「村高家數書上帳」に従ふ。
(五)は、單なる參考に止まるべきものである。

然らば、こゝに掲げられた五十餘軒、二百五十餘名の人々は、その生活の基盤を何に求めてゐたのであろうか。

享保十七年、「田畑御細打水帳」に依れば、不入斗村の田畑惣面積は、夫々、廿四町六反一畝廿四歩、八町八反四畝八歩(屋敷地をも含む)に過ぎない。更に、これを所有面積別に分類すれば、第二表の通りである。

第二表

| 田畑別 | 田地所有者 | 畑地所有者 | 田畑所有者 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|------|
| 8町以上 | | | 2人 | |
| 2町~3町 | 3人 | | 1人 | |
| 1町~2町 | 4人 | 2人 | 4人 | |
| 5反~1町 | 5人 | 1人 | 9人 | |
| 5反以下 | 31人 | 39人 | 34人 | 共寺王合 |
| 合 計 | 43人 | 42人 | 50人 | |

かゝる經營規模を以てする農業が、限られた少數を除き、前記人口を擁する不入斗村に對して、生活の基礎を提供し得たと考へることは不可能である。それはむしろ副業的農業經營規模とも呼べるべきであらう。然も、不入斗村の人々にとつて、時の経過がこの事態を好轉せしめたと言ふことも亦、甚だしい困難を伴つてゐる。何故ならば、約五〇年を経た、安永九年(一七八〇年)の「本田畑亥寅新田畑名寄帳」も、略々これと同様な數字を残してゐるからである。即ち、この時に於ける本田畑惣面積は、各々、廿三町七反二畝九歩、九町五反一畝一步(屋敷地を含む)であり、前述のそれに比較してさしたる變化を示して

上總國市原郡不入斗村

第三表

| 田畑別 | 田所有者 | 畑所有者 | 田畑計所有者 | 備考 |
|-------|------|------|--------|-------------------|
| 5町以上 | 1人 | | 1人 | 共寺田 共王合 田薬ヲ |
| 3町~5町 | | | 1人 | |
| 1町~3町 | 7人 | 2人 | 8人 | |
| 5反~1町 | 4人 | 4人 | 9人 | |
| 5反以下 | 30人 | 41人 | 28人 | |
| 計 | 42人 | 47人 | 47人 | |

はゐない。但し、この年度には、本田畑の外に、新たに「亥寅新田畑」(何れも詳細な年代は不明)が、三町七畝九歩、三町三反二畝十三歩計上されてゐる爲に、嚴密には新田分だけ増加したことになる。而してその内譯は、第三表の如くであつて、これに依つても亦、我々は、既述の農業經營規模としての不適格性—これはそのまゝ基本的生産手段としての不適格を表示するものであるが—を再確認することが出来る。更に、この兩者に見られる五反歩以下の田畑所有者の内容を一瞥すれば、事情は一層明らかとなるであらう。今、これを第四表として上に掲げる。

第四表

| 年次 | 1反以下 | 1反~2反 | 2反~3反 | 3反~4反 | 4反~5反 | 計 |
|--------------|------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 享保十七年(1732年) | 10人 | 8人 | 8人 | 4人 | 4人 | 34人 |
| 安永九年(1780年) | 4人 | 12人 | 5人 | 4人 | 8人 | 28人 |

この、極端にまで零細な土地所有が、不入斗村の人々にとつて生活の支柱たり得ないことは贅言を要しない。それにも拘らず、不入斗村の人々は、「御仲間御奉公人御召抱被爲遊奉長候不及村内へ申上近郷相尋候得共……御奉公人ニ罷出ル者一切無御座……近年ハ……壹年季之奉公人無御座農業モ致兼候仕合ニ御座候得共何共致方無御座……」(註三)として、大岡への奉公を拒否すると共に、その他方に於ては、後述の如く全く肯首し難い程の金融的行爲さへ試みてゐるのである。然らば、我々にとつて、この背馳する事實を解明する方途が與へられてゐるであらうか。答は、著しく否定的である。乍然、敢へてその手懸りを求むるとすれば、我々は次の二點から眼を逸らしてはならないと考へる。その一つは、不入斗村の人々が所有する山林の意義であり、他は、馬匹の果した役割の成果である。

第五表

| | 5町以上 | 町3~5 | 町1~3 | 反町1 5~1 | 5反以下 | 計 |
|----------|------|------|------|------------|------|-----|
| 享保十四年(A) | 1人 | 0人 | 2人 | 4人 | 23人 | 30人 |
| 安永七年(B) | 1人 | | 5人 | 1人 | 28人 | 35人 |
| 安永九年(C) | 1人 | | 5人 | 1人 | 25人 | 32人 |

(附記) 本表は、享保十四年「3ヶ村小検地帳」・享保十七年「持山反別改帳」・安永九年五月廿九日改帳・安永九年「田畑名寄状」から作成。

上總國市原郡不入斗村

不入斗村の山林は、これを三種に分つことが出来る。その一つは「御鷹場」の名稱を附された幕府領の山林であり、その二は「御林」と呼ばれる所謂領主の直轄に屬する山林である。最後に、我々の問題となる「持山」・「百姓持山」等の名を冠せられた百姓持の山林がある。この惣面積は、概ね十九町九反一畝九歩と考へて差支へない(註四)。我々は、この數字を以て、直ちに不入斗村の山林が商品的素材生産を可能ならしめ農業の地位を奪取し得ないことを知るのである。然も、農地に現はれた零細な所有形態は、こゝに於ても亦再現されてゐる。即ち、第五表に示す如く、(A)では、太郎大夫の八町餘を筆頭に、他二名に依つて約十三町の山林が所有されてゐるのである。この關係は(B)にあつては、源藏の八町餘、外四名による約十六町、(C)に於ては同様、源藏の八町餘、他四名による約十三町の所有として現はれる。勿論、こゝに言ふ大山林所有者(相對の意味に於て)が同時に大土地所有者として描かれてゐることは、農村構造の究明に當つて決して看過さるべきではないが、曩に提出した疑問に應へる爲には、相當の距りが感ぜられるのである。一例を安永九年に於ける源藏(鈴木源藏)にとつてみ

やう。源藏の所有田畑は、惣計七町一反九畝六歩、所有山林は八町八反三畝九歩に及んでゐるが、彼の雇傭した延人数は年間百人を超えてゐない。^(註六)従つてかゝる大土地(山林をも含めて)所有者が不入斗村の過剰人口を吸収することは、全く不可能であつたといつて過言ではない。更に、不入斗村の山林にとつて決定的な意味を與へたものは、その蓄積量が低く、且つ用材としての商品價値を疑はしむることであつた。天明三年「御料・私領・書上萬事之覺控帳」に、大岡領に屬する深城・不入斗村・永藤の三ヶ所にある御林皆伐を企て、「一、……御用木六百八十本伐出被仰付奉長候……順々御用木可積送候」「一、御林不殘御伐拂不入斗村・深代(城)・永藤百姓江被下置候(様)ニ願上候所……通願被下置……」と記されてゐる如く、一部は用木として姉崎を経由し^(註七)金杉に送られ、一部は地元民に拂下げられた。この時、前者の一部―恐らく主要部分であつたと考へられるが―の明細が、八月の送り状控に示されてゐる。それに依れば、送られた本数は二百六拾本、その概要は、

- 貳拾本 長壹丈九尺五寸
- 六十本 長壹丈六尺五寸
- 五拾本 長壹丈五尺五寸
- 五十本 長壹丈三尺
- 三十本 長壹丈九尺
- 五十本 長壹丈五尺

であつた。而して大岡領の御林は、不入斗村のみにも十二町餘を算してゐるのであるから、三ヶ所を合すれば相當な面積に及んだものと考へられる。^(註八)若し、この推定に誤りなく、且つこの二百六十本が用材として最も優れたもので

あるとするならば、我々は、前言を訂正する必要はないと思ふ。小笠原料に關する天保十四年の材積調査は更に貧弱である。それを左に轉記しやう。

一、御林壹ヶ所

不入斗村

此反別貳町三反拾八歩

此木數松七百八拾五本

但 長サ四尺七尺迄
目通り三寸八九寸廻迄

一、御林壹ヶ所

同村

此反別四反壹畝十四歩

此木數松百五拾八本

但 長サ壹間四尺迄
目通り四五寸八九寸迄

「御林」のみを以て、蓄積量の低位並に不入斗村山林の全般を推論することは、やゝ當を失するかに考へられるが、不入斗村の山林が、素材生産に力點を置く所謂林業の成立を許さなかつたことは、明白である。従つて、不入斗村の山林は、結局、副次的地位に止まらざるを得なかつたと論斷し得るであらう。

然らば次に馬匹に關しては如何なる解釋を下すべきであらうか。村人の過半数が五反歩以下の土地所有に限定され、家數五十軒に過ぎない不入斗村に於て、三十五匹を算する馬匹の數は、我々の注目を引くに十分である。乍然、

資料はそれ等の使途に就いて何も物語つてはゐない。唯、不入斗村に關する限り、それ等の飼養が農耕以外の目的を有してゐたことは明瞭である。こゝに於て、それ等の持つ他の機能即交通機關としてのそれが豫想されなければならぬ。

不入斗村は、地理的に、消費都市江戸の外延と看做し得る八幡村(村高・千二百五十五石六斗七升六合・家數・三七九軒)五井村(村高・二千二百三十四石七斗七升三合三勺・家數・六〇一軒)・姉ヶ崎村(村高・千七百四石二升五勺・家數・四〇一軒)・椎津村(村高・六百八十八斗五升三合・家數・一六〇軒)の向背地の中核を占めてゐる。然も、これ等諸村は、何れも江戸上總を結ぶ要津であつた。従つて、數多くの「書上帳」類に示される如く、不入斗村は、年貢米納入・その他重要事項は、悉く、不入斗村―姉ヶ崎村―江戸を經由して行はれたやうである。これに加へて、船便を利用する不入斗村―五井村―江戸・不入斗村―椎津村―江戸、更に、陸路による不入斗村―江戸も亦、輕視し難い存在であつた。不入斗村と江戸とのみを中心として考へられる右の四つの交通路にあつても、その交通量・積送品・積送量―例へば、既述の用材運送等―に於て、馬の背を必要としなかつたであらうか。加之、八幡村は上總國に於ける重要な宿驛として、豊富な人口を有し、多數の旅人を送迎してゐたのである。こゝにも亦、不入斗村の馬匹が參加する餘地が與へられてゐたのではあるまいか。ともあれ、具體的な資料―特に、週邊の宿驛に關する資料―の缺除は、最早や、これ以上の推測を許さないのである。

(註一)

宇尾野氏論文(未發表)の卷末に附された資料目録參照。

(註二)

明和九年(安永元年・一七七二年)「本畑亥寅新畑持山永納割付狀」によれば、この時の畑反別は、七町三反八畝二二步(屋敷地を含む)、記載人員は四八名であるが、本狀は蟲喰甚だしく、判讀困難な爲、完全を期し難いので、參考に止める。

(註三)

安永八年

御料

書上差出諸事控狀

私料

名主源藏

中に、二月十一日の記事として記されてゐる。

(註四)

安永九年「田畑名寄帳」(前出)には、百姓持山として、十九町九反一畝十八步とある。

(註五)

今、參考に、大山林所有者の田畑面積を上に掲げる。

(註六)

このことが言ひ得る爲には、前節の(註十七)の確認が必要である。この前提の下に、宇尾野氏、前掲目録中、「年内金銭出納狀」「年中日記萬覺狀」等參照。

(註七)

同書、四月六日、「以飛脚乍恐書通ニ而奉申上外……」「一、不入斗村御用本六百八十本伐出被仰奉畏外右御用木芝金杉差出外様ニ姉崎村舟主七兵衛方へ申付外間……」

(註八)

この推定の基礎は、寛政五年・前掲書の所領分散狀況による。假りに、大岡領御林が、

| 氏名 | 安永九年 持山反別 | | | | 安永九年 田畑所有反別 | | | |
|-------|--------------|---|---|----|----------------|---|----|----|
| | 町 | 反 | 畝 | 步 | 町 | 反 | 畝 | 步 |
| 源藏 | 8 | 5 | 3 | 19 | 7 | 3 | 9 | 6 |
| 喜兵衛 | 1 | 1 | 8 | 10 | 8 | 0 | 10 | |
| 彌惣八 | 1 | 1 | 6 | 15 | 5 | 2 | 21 | |
| 作右衛門 | 1 | 6 | 7 | 1 | 3 | 5 | 2 | 13 |
| 太郎右衛門 | 2 | 4 | 1 | 12 | 3 | 3 | 2 | 8 |

上總國市原郡不入斗村

十二町一反二畝歩に止まるとしても、結論は、同様である。

(註九)

天保十四年

市原郡 不入斗村

上總國

望陀郡 代宿村

御林狀

尙參考迄に、他の一書を掲げれば、

上總國

松林書上狀

不入斗村

深城

永藤

の中に

(前略)

一松植木數合壹萬千三百九拾本

但目通り八九寸廻り壹尺迄

技下五六尺迄

一植松木數合五千百八拾八本

但目通り五六寸回り七八寸迄

技下四五尺迄

惣合松本數壹萬六千五百拾八本

(中略)

上總國市原郡不入斗村

名主 太郎大夫

天保十四年卯六月

(後略)

(註十)

天保十四年、前掲「御林帳」には、「椎津浦……江戸へ「海上拾里」……」「姉ヶ崎浦……江戸へ海上拾里……」とある。

(註十一)

既述の「……覺……」「……控帳」には隨所に、これに關する記事がある。

三

最後に、我々に残された資料の中、「借用申金子之事」・「田畑賣渡申證文之事」等を通じて、不入斗村の經濟的行動圏を考察して見たい。これに關して、我々は、二種の資料を手にしてゐる。その一つは、概ね寛政度以降に屬する證書類であり、他は弘化五年(一八四四年)―慶應二年(一八六六年)に至る「田畑賣買控帳」(二冊)である。前者は、鈴木家を中心とした文書である。後者は、鈴木家が名主役としての立場より村内全般に亘る田畑賣買を記録して置いたものと考へられる。従つて、前者は、極言すれば、鈴木家の經濟領域を示すものに外ならない。反之、後者は不入斗村全體のそれを表示するものと言はなければならない。前者は、次表に掲げる如くである。

上總國市原郡不入斗村

| 年 度 | 村 名 | 不入斗村 | 姉ヶ崎村 | 椎津村 | 永藤村 | 迎田村 | 片又木村 | 立野村 | 江戸木挽町 | 今津村下川 | 今津縣山村 | 不詳 | 合 計 | 備 考 |
|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|------|-----|-------|-------|-------|----|-----|---------------|
| 天明度 | | | | | 1 | | | | | | | | 1 | |
| 寛政度 | | 2 | 6 | | 1 | 1 | | | 1 | 1 | | 2 | 14 | |
| 享和度 | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| 文化度 | | 4 | 6 | 3 | | 1 | 2 | | | | | 2 | 18 | |
| 文政度 | | 3 | | | | 1 | | 1 | | | | 2 | 7 | |
| 天保度 | | 5 | | | | | | | | | | 1 | 6 | |
| 弘化度 | | 1 | | | | | | 1 | | | 1 | | 3 | 不入斗村は 1件あり |
| 嘉永度 | | 1 | | | | | | 1 | | | | | 2 | |
| 安政度 | | 2 | | | | | | | | | | | 2 | |
| 天治度 | | 2 | | | | | | | | | | | 2 | |
| 合 計 | | 20 | 12 | 8 | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 8 | 56 | |

(附記) 證文差入先に、村名の記していないものは、全て、不入斗村に計上した。
 従つて、不詳の項は、全然、姓名の記載なきものである。
 尙、備考に記した、嘉永度の一件は、解讀至難なるも、不入斗村と認定した。

この表を理解する爲には、當時に於ける鈴木家に就いての十分な知識を前提としなければならぬ。然るにこの點についての我々の認識は誠に貧弱なものであつて、唯、鈴木家が名主として、更に、大土地所有者として、村内に重きをなしてゐたことを知るのみである。乍然、本表は、鈴木家に對する認識をも補ふことが出来るであらう。本表に於て特徴的なことは、時代の下降に伴ひ、金融的機能が、漸次、村外から村内へと、その對象を移しかへてゐることである。このことは、不入斗村に於ける貨幣經濟の進展が、村内に於ても亦、嘗つての姉ヶ崎村の如く、金融的機能を有する幾人かを創り出したと考へて差支へないであらう。同時に、鈴木家が、昔日の如く、對外的信用を保持し得なかつたとも考へられ

る。若し、これにして大過ないとするならば、天保度こそ、鈴木家にとつて運命の年であり、且亦、不入斗村にとつても一つの轉機であつたと言ふことが出来やう。鈴木家が、時代の經過と共に、經濟的領域を收縮し、或ひは完全に近いまでにこの種の經濟行爲を放棄したと思はれる頃、村民達の間には、漸く亂調化した、貨幣經濟に順應する爲の苦惱が萌して來たやうである。前述した、弘化以後の、田畑賣買控帳を前例に従つて掲げてみやう。

| 年 度 | 村 名 | 不入斗村 | 豊成村 | 姉ヶ崎村 | 深城村 | 迎田村 | 立の村 | 永藤村 | 下泉村 | 今津村 | 合 計 |
|------|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 嘉永年度 | | 36 | 4 | 1 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | | 50 |
| 安政年度 | | 6 | | | | | | | | | 6 |
| 文久年度 | | 27 | | 2 | 1 | | | | | 1 | 31 |
| 元治年度 | | 3 | | | | | | | | | 3 |
| 慶應年度 | | 10 | | 1 | | | | | | | 11 |
| 合 計 | | 82 | 4 | 4 | 2 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 101 |

上總國市原郡不入斗村

即ち、鈴木家のそれに比して村内に於ける金融關係が壓倒的多數を占め、且、村外と雖も、悉く不入斗村の近村に集中されてゐるのが目立つてゐる。乍然、村人達の間にも、金融關係が村内に收縮される傾向は鈴木家と同様である。而してこの表に依據するならば、村民達のかゝる關係は、小範圍に止まつてゐたと言はざるを得ない。それは、前表に占める姉ヶ崎村の比重と、後表に現はれたそれとの比較に明示されてゐる。
 右を試みた、不入斗村の素描から、若し、我々が何らかの結論を得たとするならば、現在に於ては、唯、次の如きものである。
 不入斗村は、その地理的環境からして、相當早くより貨幣經濟の洗禮を受けてゐた。それ故に、この狀況を自己に有利に展開し得た極めて少數の人々が、土地集積に成功し、大土地所有者として現はれたものではあるまいか。然も、土地の絶對的不足は、一方に大土地所有者の出現を許すと同時に、殘存する殆んど全ての人々を零細耕作者に轉落せしめることとなつ

た。従つて、かゝる村民は、農耕とそれを補ふ山林、更に交通機關への參與といふ、極めて多様性を持つ生活様式を強ひられる結果となつたのである。乍然、この多様性は、その何れもが確實に自己を保持する支柱となり得ないと云ふ意味に於て、やがて、不入斗村自體の存在さへ脅かすことになつた。かゝる一般的様相を示した不入斗村にとつて、領主の要求する幾次に互る先納金、或ひは河川工事(註一)が、極めて過重であつたことは、想像に難くない。それにも拘らず、安房國に勃發した「萬石騒動」(註二)下總國に於ける「木内宗吾」の越訴に類する行爲の生起しなかつた理由は、本稿第一節に述べた所領の複雑化と分散性が、單獨の所領に比し、領主の恣意的行動を阻止し得た故であらう。

(一九五三年一月五日)

編集後記

戦後に於ける日本經濟史研究の成果は、一應古代から現代に至るまでの諸段階を規定づけることに成功した如くである。然し亦一面に於いて、餘りに全體の見透しをつけるに急であつたために、極めて一部或いは一地方の資料から全般的な斷定が下され、それが定説化してしまつたような場合も、決して絶無とは云い得ない状態である。このような缺陷を免れるためには、今後各地方地方の特殊研究が累積され、その成果によつて絶えず全體の發展過程に對する見透しを是正補綴してゆくことが必要である。最近に於ける地方史研究の隆盛は、その意味で喜ぶべき現象と云わねばならない。

本誌第四十四卷第二號(昭和二十六年二月號)として、「關東農村の史的 연구」(第一集)を世に送つてから九二ヶ年を経て、漸くこゝにその第二集を公にする運びとなつた。その成果はかくの如く貧しいものではあるが、右に述べた如き意味に於ける地方史研究の一つとして、江戸時代經濟史の再検討のために、資料として多少とも役立つ得るならば幸いである。終りに、本研究は文部省科學研究費によつて行われたものゝ一部であること、並びに使用した資料は前回同様いづれも野村兼太郎博士の蒐集にかゝるものであることを明記して、厚く謝意を表するものである。

(服部謙太郎)

| | | |
|--|------------------------------|-----------------|
| 昭和二十八年一月二十五日印刷 昭和二十八年二月一日發行 | 第四十六卷 第二號 | 定價 七拾圓 送料 四圓 |
| 東京都港區芝三田豐岡町八 發行所 高村象平 | 東京都港區芝三田豐岡町八 印刷所 圖書印刷株式會社 | 川口芳太郎 |
| 東京都港區芝三田二丁目 慶應義塾大學經濟學部研究室内 | 發行所 慶應義塾大學經濟學部研究室内 | 慶應義塾經濟學會 |
| 豫約購讀料 一年分 金八四〇圓(送料共) 半ヶ年分 金四二〇圓(・) | | |